

短篇鏡歌と横吹曲

著者	鈴木 修次
著者別名	SUZUKI S.
雑誌名	漢文學會々報
巻	14
ページ	37-41
発行年	1953-06-25
URL	http://doi.org/10.15068/00146399

短簫鑿歌と横吹曲

鈴木修次

一

漢代の軍樂に、短簫鑿歌と称せられるものと、横吹曲と称されるものとの二つがあつた。短簫鑿歌は、別に又鼓吹曲とも称された。元來は、鼓吹曲と短簫鑿歌とは、必ずしも同一のものではなかつたと考えられるが、六朝期の称呼では専ら混用され、同一のものである、と考えられている。隋になつて、鼓吹の中に横吹部が設けられ、横吹は又鼓吹の一であるかの如くに扱われている。しかし短簫鑿歌（鼓吹曲）と横吹曲とは、曲の由来を全く異にする。前者は、周礼にいう凱樂（1）の流れを襲うもので、軍樂として正式のものであり、中原の傳統な曲調に従うものであつたが、後者は、西域の曲調をとりあげたもので、軍中好んで歌われはしたものの、正式の席における軍樂ではなかつた。横吹曲は樂器も西域樂器に従う。後代、横吹曲に用いられていた樂器が鼓吹曲にとりいられるようになり、宋の郭茂倩が「黄門鼓吹、短簫鑿歌與横吹曲、得通名。」（2）と説明すると、混亂を来すに至つた。本稿においては、二曲の性格、由来をたずねると共に、混亂の経緯を明らかにしようと思う。

一一

短簫鑿歌という名称は、後漢の明帝が諸樂を四品に分類した、という隋書の記事中に見える。曰く、

漢明帝時、樂有四品。一曰、大予樂、郊廟上陵之所用焉。…二曰、雅頌樂、辟雍饗射之所用焉。…三曰、黄門鼓吹樂、天子宴群臣之

所用焉。…其四曰、短簫鑿歌、軍中之所用焉。（3）
後漢の蔡邕も亦、漢樂に短簫鑿歌という一群のものがあつたことをべている。曰く、

蔡邕論叙漢樂曰、一曰、郊廟神靈。二曰、天子享宴。三曰、大射辟雍。四曰、短簫鑿歌。（4）

蔡邕の説明と、隋書の説明とは、用語を異にするが、同一内容のことを述べているのであろう。郊廟神靈は大予樂に、天子享宴は黄門鼓吹樂に、大射辟雍は雅頌樂にあたる。しかしながら、蔡邕は短簫鑿歌のみは、はつきりと名称を掲げつつ、他は名称を説かないのはなぜであらうか。思うに、黄門鼓吹樂と短簫鑿歌とは、その稱謂において、明確な区分がたてられない、と見たからではなからうか。宋（六朝）の何承天は「鼓吹蓋短簫鑿歌、軍樂也。」（5）と。梁の沈約も又「鼓吹蓋短簫鑿歌、蔡邕曰、軍樂也。」（6）といい、郭茂倩も「鼓吹曲、一曰短簫鑿歌。」（7）という。六朝期以後になると、一般に、鼓吹曲は即ち短簫鑿歌である、と考えられていた。ここにいう鼓吹曲は明帝四品にいう黄門鼓吹と同一名称と考えてよいであらう。かくして晋の崔約は、古今注において、「短簫鑿歌、軍樂也。…漢樂有黄門鼓吹、天子所以宴樂群臣、短簫鑿歌鼓吹之一章、亦以賜有功諸侯。」（8）と、短簫鑿歌を黄門鼓吹の一であると説明する。

黄門鼓吹という以上、宋書に「列於殿庭者名鼓吹」（9）という如く本來は宮廷において奏される樂であるべきである。しかしながら、西京雜記に、漢代、天子が大駕して甘泉・汾陰を祠るときは、千乘万騎を備えるといつて、その行列次第を記した中に、「黄門前部鼓吹左右

各一部十三人駕四。」(10)とあり、大駕の際、黃門鼓吹の樂人が随伴することを述べる。漢の短簫鑼歌の中に「上之回」というのがあるが、唐の吳兢は、それを説明して、「漢武帝元封初、因至雍、遂通回中道、後教出遊幸焉。其歌稱『帝遊石闕、望諸國、月支臣、匈奴服。皆美當時事也。』(11)という。その裏附けになるかの如き記録は、漢書武帝紀元封四年にあるので、この説明はほぼ信頼できると思われるが、してみると、短簫鑼歌も黃門鼓吹と同様、漢代駕行に歌われたのではないかと思われる。又、漢の短簫鑼歌の中、「有所思」は、古今樂錄によると、「漢太樂食舉第七曲亦用之。」(12)とあり、「遠如期」に「遠期」という曲については、やはり古今樂錄に「漢太樂食舉曲有遠期。至魏省之。」(13)とある。太樂食舉曲は、先の明帝の樂四品、及び蔡邕の説明にあてるなら、当然黃門鼓吹樂、天子享宴に属する。してみると、今日漢の短簫鑼歌として扱われているものの中に、嚴密にいうと、黃門鼓吹樂が入っている、ということになる。思うに、黃門鼓吹樂と短簫鑼歌とは、理論上は別個のものでありながら、漢代において既に混用され、同一視されていたものであろう。従つて短簫鑼歌は即ち鼓吹であり、更にもう少し細かく論ずるならば、犴豹の如く、黃門鼓吹の一ということに定義づけられるに至る。

短簫鑼歌とは、恐らくは、使用する樂器に即してつけられた名であらう。短簫は長簫に對することばで、簫の長短をいうものか。元の馬端臨は簫を説明して、「長則濁、短則清。」(14)といつてゐる。樂器の性格からして、これは当然のことであるが、短簫を用いたということは、その曲が哀切を尊んだということになる。

鑼歌は、鑼が軍中使用する所の樂器である故に、単に軍樂をかく稱したものか、それとも實際に鑼を使用する曲の意であらうか。後世になると、鑼鼓という樂器が作られている。但し、古書に見える鑼は、鼓ではなくて、鉦の屬である。周礼にいう、「以金鑼止鼓。」(15)・

「乃鼓退、鳴鑼且卻。」(16)と。前者の鄭注にいう、「鑼如鈴、無舌有秉、執而鳴之、以止擊鼓。」後者の注にいう、「鑼所以止鼓、軍退、卒長鳴鑼以和衆、鼓人為止之也。」と。説文に説明して「鑼、小鉦也。軍灋、卒長執鑼。」(17)「鉦、鑼也。似鈴、柄中、上下通。」という。以上から、鑼とは鉦の屬で、退却に際し、鼓のあとに、おさめとして打ち鳴らすものであることがわかる。用途からすれば、極めて消極的な樂器である。このことは、漢代の短簫鑼歌として、今日傳えられている曲辭(18)が、内容的にも、哀切を旨とするものが、多いことと通ずるものがある。漢代までの軍歌は、概してそういうものであつた。

隋の陽帝の時、鼓吹の制を定め、大駕の鼓吹には、金鑼・羽葆鼓・鑼鼓・節鼓を加えた(19)、馬端臨も「唐六典曰、凡軍鼓之制有三、一曰、銅鼓。二曰、戰鼓。三曰、鑼鼓。……鑼鼓豈非鼓吹鑼歌之鼓邪。」(20)と、鑼鼓の存在をのべ、それが短簫鑼歌に用いられた鑼鼓ではないかと疑つてゐるが、鑼鼓は後出の樂器であつて、恐らくは短簫鑼歌を鼓吹といひならわしてゐたところから、鑼を鉦から鼓へと変容せしめたものと思ふ。

又、樂府詩集は、劉瓛定の軍礼を引いて、「劉瓛定軍礼云、鼓吹未知其始也。漢班壹雄朔野而有之矣。鳴笳以和簫、声非八音也。」(21)といひ、短簫鑼歌が笳と簫との和奏によるもので、中国古来の金石絃竹匏土革木の樂器によらぬことを説く。笳はいうまでもなく、胡地より傳つた樂器である。陳の太建の初め、鼓吹の制度を復元させたという記録の中にも、「其制、鼓吹一部十六人、則簫十三人、笳二人、鼓一人。」(22)といひ、短簫鑼歌を簫と笳と鼓の合奏と考えていたものの如くである。これは然し、陳のころは胡樂が専ら盛で(23)、胡樂の声調を鼓吹の中に吸收した結果、かように胡樂器すら交えるに至つたもので、元來の奏法ではなかつたと考へる。これを要するに、一口に短簫鑼歌といつても、時を歴るに伴つて樂器も變り、その奏法も變容

し発展してきている。

漢代の短簫鑢歌の曲目については、晋書にいう、曰く、
漢時短簫鑢歌之樂。其曲有1朱鷺・2思悲翁・3艾如張・4上之
回・5雍離・6戰城南・7巫山高・8將進酒・9君馬黃・10上陵・
11有所思・12雉子班・13聖人出・14芳樹・15上邪・16臨台・17遠如
期・18石榴・19務成・20玄雲・21黃爵行・22釣竿等曲、列於鼓吹、
多序戰陣之事。(24)

宋書(25)及び樂府詩集に、務成以下四曲を除く十八曲の曲辞が見え
る。務成以下四曲は、其の辞は亡失したと樂府詩集に説明されてい
る。

三

横吹曲の由来については、晋書にまとまつた説明がある。曰く、
鼓角横吹曲、鼓按周礼以護鼓鼓軍事。角、說者云、蚩尤氏師魑魅與
黃帝戰於鼓鹿、帝乃命始吹角爲龍鳴以禦之。其後魏武北征烏丸、越
沙漠、而軍士思歸、於是減爲中鳴、而尤更悲矣。

胡角者、本以応胡笳之声。後漸用之横吹。有雙角、即胡樂也。張博
望入西域、傳其法於西京。惟得摩訶兜勒一曲。李延年因胡曲更造新
声二十八解、乘輿以爲武樂。後漢以給迎。和帝時萬人將軍得之。魏
晋以來二十八解不復具存。用者有1黃鶴・2隴頭・3出關・4入關
・5出塞・6入塞・7折楊柳・8黃置子・9赤之楊・10望行人十
曲。(26)

これによると、横吹曲とは、鼓と角(胡角)による曲で、もと胡樂
に出で、漢の張騫(博望)が始めてこれを漢土に傳え、後、李延年在
新声曲二十八曲を作つたという。李延年はいうまでもなく武帝に仕え
あまたの漢樂府を作製した人である。晋書にいう前者の説明とほぼ同
様の説明は、太平御覽に見え、それによると、鼓角の角は、長鳴角で

あるということになつてゐる。曰く、

通禮義纂曰、長鳴角也、按蚩尤帥蚩蚩、與黃帝戰於涿鹿、帝命吹角
爲龍鳴以禦之。魏武帝征烏桓、軍師思歸、乃減角爲中鳴。其聲尤
悲、以應胡笳。晋宋以降泐襲用之、有長鳴、云云。(27)

そしてその長鳴角は、文獻通考によると、晋書の後者の説明に見え
る雙角と同じである(28)。

一雙を用いるので、雙角というのであろう。これが胡樂器であるこ
とは、晋書の説明で明かである。

横吹曲が武帝の時、李延年によつて、胡調にならつて作られたとい
うのには、別に異論がある。西京雜記に、既に高帝の時、戚夫人が、
「出塞」・「入塞」・「望歸」の曲を歌ひ、侍婦數百皆これになら
い後宮で高唱する声は天に響いたとある。(29) 李延年在作つたとい
うのは、恐らくは胡曲にならつて変曲したもので、それ以前に、既に漢
に、横吹曲が胡樂の形で入つていたのであろう。

樂府古題要解(30)、樂府詩集(31)、共に「魏晋以來惟傳十曲。」とて
晋書に同じく十曲の名を挙げ、更に關山月・洛陽道・長安道・梅花
落・紫驪馬・鷓鴣馬・雨雪・劉生の八曲名を掲げて、後代の加える所で
あるとし、十八曲すべてその辞は亡失したと傳えている。

四

短簫鑢歌は、公的な樂歌として、魏以後、しばしばその時代に即
した樂詞に交えられた。その間の事情は、晋書(32)・隨書(33)にくわ
しい。そして、短簫鑢歌(魏晋以後はすべて鼓吹といつてゐる)の性
格も、軍樂から少しずつ離れ、宮廷儀禮歌、ないしは頌歌のような性
格に交つてくる。既に漢代においてすら、短簫鑢歌を黃門鼓吹と混同
していたことは前述したところであるが、宋・齊の間、鼓吹は専ら宮
廷において用いられ(34)、かくして梁の沈約は、殿庭に列なるものが

鼓吹であると定義を下すに至つた(35)。

北齊・後周期は、鼓吹を旧時の性格に復せしめて、駕行に用い、諸州の鎮戍にも鼓吹樂を給せしめ(36)、後周の宣帝などは、出行ごとに鼓吹をつらね、嘗て同州に行幸した際などは、応門より赤岸に至る数十里、鼓吹を奏し続け、還る時、京城の士女巷に満ち、又鼓吹樂を奏して帝を迎えたというが(37)、隋以後は又鹵簿と共に殿庭の樂歌として用いられ、唐に至つては全く儀禮歌化して、妃・公王・王室の母妻の葬儀にすら鼓吹が用いられるに至つた(38)。

これに対して、横吹曲の方は、後漢の時、辺將に給したと晋書にある(39)が、その後これに類する記事は見えず、鼓吹曲とは違つて、正式な樂歌としては扱われていなかつたらしい。

しかし曹嘉の晋書(40)に、劉曜が胡人に囲まれ、危険に陥つた時、笛をとり出して出塞・入塞の曲を歌つたところ、胡人皆涕泣して、围を解き、立ち去つたというはなしもあり、その哀調はなお親しまれて歌われていたと思われる。梁の時、企喙・瑯琊王・鉅鹿公主など、三十六曲の鼓角横吹曲が新たに作られたことを古今樂録はのべる(41)。この頃は、北狄樂がしきりに中原に入り、その漢訳による詩もあらわれ北狄樂は中原の民歌として歌われた。企喙以下は北狄の歌である。陳の後主は専ら北狄樂を好み、宮女をして習わしめ、これを代北と称した(42)。こうして胡樂が中原に流入するに伴い、胡樂器が数多く入つていたことは想像できる。角・笛の類いは、そのほとんどが胡樂器であつた(43)。

胡文化の浸透により、いろいろ数を加えた胡樂器は、隋に至ると、鼓吹の中にとり入れられ、鼓吹の拡充を求した。樂府詩集解題にいう。

自隋已後、始以横吹用之鹵簿、與鼓吹列為四部、總謂之鼓吹、竝以
供大駕及皇太子王公等。一曰、柵鼓部。其樂器有柵鼓・金鉦・大

鼓・小鼓・長鳴角・次鳴角・大角七種。…二曰、鑿鼓部。其樂器有歌・鼓・簫・笛四種。…三曰、大横吹部。其樂器有角・節鼓・笛・簫・篳篥・笛・桃皮篳篥七種。…其四曰、小横吹部、其樂器有角・笛・簫・篳篥・笛・桃皮篳篥六種。(44)

かように胡樂器が鼓吹の中にとり入れられ、更に鼓吹に横吹部が設けられるに至つて、横吹曲の曲調も亦自ら鼓吹の中にとけこんできたことは、想像に難くない。胡樂から発した横吹曲は、かくして漢土の曲として咀嚼され、吸収されたのである。

註(1) 周礼大司樂曰、王者大猷則令奏凱樂。大司馬曰、師有功則凱樂獻于社。鄭康成云、兵樂曰凱、獻功之樂也。短簫銳歌が、この周礼にいう凱樂から出ること、梁の沈約の宋書卷一九樂志一、宋の郭茂倩の樂府詩集卷一六鼓吹曲辭下解題、文獻通考卷一四七樂考二〇に見える。

- (2) 樂府詩集卷一六、鼓吹曲辭下解題。
- (3) 隋書卷一三、音樂志上。
- (4) 宋書・沈約・卷三〇、樂志二引。樂府詩集卷一六云、「蓋蔡札樂志曰、漢樂四品、其四曰短簫銳歌、重樂也」
- (5) 太平御覽第五六七、樂部五引。
- (6) 宋書卷一九、樂志一。
- (7) 樂府詩集卷一六、鼓吹曲辭下解題。
- (8) 漢魏叢書本古今注、卷上、音樂第三。
- (9) 宋書卷一九、樂志一。
- (10) 漢魏叢書本西京雜記卷五。
- (11) 樂府古題要解卷上。(歷代詩話統編所收)
- (12) 樂府詩集卷一六、「有所思」下解題引。
- (13) 樂府詩集卷一六、「遠如期」下解題引。
- (14) 文獻通考卷一三八、樂考一一。
- (15) 周礼地官鼓人。

- (16) 周札、夏官大司馬。
- (17) 說文卷十四上、金部。ちなみに「卒長執鏡」は、周札大司馬の文。
- (18) 沈約の宋書及び樂府詩集に、漢短簫鏡歌の曲辭が収めてある。
- (19) 隋書卷一五、音樂志下。
- (20) 文獻通考卷一三六、樂考九。
- (21) 樂府詩集卷一六、鼓吹曲辭下解題。
- (22) 隋書卷一三、音樂志上。
- (23) 隋書卷一三、音樂志上。
- (24) 晉書卷二三、樂志下。太平御覽(第五六七)に、何承天説として同様の記事を掲げる。何承天の晋史は、現在の晋書の資料となつているので、晋書のこの説は、何承天の晋史に出発するか。
- (25) 宋書卷二二、樂志四。
- (26) 晉書卷二三、樂志下。
- (27) 太平御覽第五八四、樂部二二。
- (28) 文獻通考卷一三八、樂考一一。
- (29) 漢魏叢書本、西京雜記卷一。
- (30) 樂府古題要解、卷上。
- (31) 樂府詩集卷二一、橫吹曲辭下解題。
- (32) 晉書卷二三、樂志下參照。
- (33) 隋書卷一三、音樂志上、卷一四、音樂志中、卷一五、音樂志下參照。
- (34) 隋書卷一三、音樂志上云、「鼓吹、宋・齊並用漢曲、又充庭用。」
- (35) 宋書卷一九、樂志一、「建初錄云、務成・黃爵・玄雲・遠期、皆騎吹曲、非鼓吹曲。此則列於殿庭者爲鼓吹。今之從行鼓吹爲騎吹、二曲異也。」
- (36) 隋書卷一四、音樂志中云、「諸州鎮戍各給鼓吹樂多少、各以大小等級爲差、云云。」
- (37) 隋書卷一四、音樂志中參照。
- (38) 唐書に、平陽公主を葬るに特に鼓吹を給すとある。(卷八三、平陽公主伝)。又、中宗の時、韋皇后が、皇妃・公主・及び五品以上、母

- 妻の葬儀には、特に鼓吹を進めることを請い、左右御史唐紹が「鼓吹本軍容、……容得接閭闔哉。」と諫言したことが見えている。(卷一一三、唐紹伝)。しかしその諫言は用いられず、葬儀に鼓吹が用いられた。(卷七六、韋皇后伝)。
- (39) 晉書卷二三、樂志下。
- (40) 曹嘉は、何承天と共に、晋史を作り、今日の晋書(唐の太宗が房玄齡・李延寿らに命じて作らせたもの)の材料となつたという。その書佚して伝わらず。太平御覽五八一、樂部一九引。
- (41) 樂府詩集卷二五、梁鼓角橫吹曲下解題引。
- (42) 隋書卷一三、音樂志上。
- (43) 文獻通考卷一三八、樂考一一參照。又、馬融の笛譜、風俗通、共に笛の羌中より出ることを用いる。
- (44) 文獻通考卷一三八、樂考一一參照。なお文獻通考卷一三八、樂考一一においては、大橫吹、小橫吹も樂器として扱ひ、「並以竹爲之、笛之類也。律書樂圖云、橫吹西樂也。云云。」と説明している。又隋書卷一四、音樂志下においても、橫吹を長鳴・中鳴と共にらべて、樂器として扱つてゐる。